

報道機関に依頼する事項に○をつけてください

①実施する事業の紹介 ②催事等の参加者募集

③催事等の当日取材

報道取材情報(沼津市)

令和2年 11 月 27 日(金)発表

名称等	南駿農業協同組合長による「西浦みかん寿太郎」GI登録について表敬訪問
実施日時	令和2年 12 月 2 日(水) 13 時 30 分～14 時 00 分
場所	沼津市役所庁舎 4階 特別応接室
担当	産業振興部 農林農地課
	直通 055-934-4751 内線 2522

1 内容

沼津市の基幹作物の一つである「西浦みかん寿太郎」が令和2年11月18日に地理的表示（GI）の保護制度に登録されました。これを受けて登録生産者団体である南駿農業協同組合の岡田組合長からGI登録について報告のため表敬訪問がされることとなりました。

2 地理的表示(GI)に保護制度とは

地理的表示（GI）保護制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得している農林水産物・食品の名称を品質の基準とともに国に登録し、知的財産として保護するものです。登録された生産地や品質等の基準を満たした商品は、地理的表示（GI）を使用することができます。その際、地理的表示と併せてGIマーク（地理的表示法に基づく登録標章）を使用することができ、地理的表示産品であることの証となります。

3 西浦みかん寿太郎の特徴

- ・一般的なミカンに比べ、糖度（甘さ）と酸度（クエン酸）のバランスが良い食味。果実は、青島温州よりひとまわり小さく、果皮はやや薄く、浮き皮が少ない。また、青島温州に比べ、糖度と酸度が高く、味が濃い。
- ・平成22年には、「沼津ブランド」の認定を受け、平成24年には、長年にわたる産地の取組が認められ、第61回全国農業コンクール全国大会で「農林水産大臣賞」を受賞しました。また、平成28年には「沼津プレミアム」にも選ばれています。

